

「指定介護老人福祉施設」

特別養護老人ホーム雨竜寿園重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0177400140号)

当施設はご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。「要介護1～2」と認定された方でも特例要件を満たしている方は、入所可能です。尚、要介護認定を受けずに緊急入所された方の場合は、速やかに要介護認定を受けていただきます。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	7
7. 残置物引取.....	8
8. 苦情の受付について.....	8
9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況.....	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 雨竜ことぶき会
- (2) 法人所在地 北海道雨竜郡雨竜町字満寿37番地
- (3) 電話番号 0125-78-3560
- (4) 代表者氏名 理事長 猪股 浩 徳
- (5) 設立年月 昭和54年9月4日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
北海道指定 第0177400140号
- (2) 施設の目的 介護老人福祉施設は、介護保険法によりご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 雨竜寿園
 (4) 施設の所在地 北海道雨竜郡雨竜町字満寿37番地
 (5) 電話番号 0125-78-3560
 (6) 施設長氏名 鈴木 亮一
 (7) 施設の運営方針 当施設は介護保険法の基本理念と関係法例に基づいて運営し、ご契約者に対して医学、心理学等に基づき、心身の状態に応じた適切な処遇により、快適な生活を送っていただけるようにいたします。
 (8) 開設年月 昭和55年4月1日
 (9) 入所定員 80人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。個室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	10室	従来型個室
2人部屋	13室	多床室
4人部屋	11室	多床室
合 計	34室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	
浴室	5室	一般浴槽 (2室)・特殊浴槽 (2室)・個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数
1. 施設長 (管理者)	1名
2. 介護職員	29名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上
7. 医師	1名(嘱託)
8. 栄養士	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	早朝： 7:00～16:00 日中： 8:30～18:30 夜間： 17:30～ 9:00
3. 看護職員	日中： 7:30～18:30
4. 機能訓練指導員	月～金曜日 8:30～17:30

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7:30～8:30 昼食：11:30～12:30 夕食：17:30～18:30

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日当たり)> (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費、食費をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、介護保険負担割合により異なります。)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	ご契約者の要介護度とサービス利用料金	¥5,890	¥6,590	¥7,320	¥8,020	¥8,710
2	うち介護保険から給付される金額	9割	¥5,301	¥5,931	¥6,588	¥7,218
		8割	¥4,712	¥5,272	¥5,856	¥6,416
		7割	¥4,123	¥4,613	¥5,124	¥5,614
3	サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割	¥589	¥659	¥732	¥802
		2割	¥1,178	¥1,318	¥1,464	¥1,604
		3割	¥1,767	¥1,977	¥2,196	¥2,406

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、サービス利用料金のうち介護保険から給付される金額を差し引いた金額となります。(契約書第19条、第22条参照)

◎体制加算の負担額

上記の基本料金以外に介護保険に定められている加算基準を満たしている場合には各種加算を請求させていただきます。

◎当施設の居住費・食費の負担額

所得、課税状況、預貯金等によって居住費、食費が軽減される場合があります。

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額とします。

R6.8～ 対 象 者			区分	居住費		食 費
世帯全員が 市町村民税 非課税者	収入	預貯金		多床室	個室	
	老齢福祉年金受給者 生活保護を受給している方		利用者負担 第1段階	¥0	¥380	¥300
	年金収入等80万円以下	【単身】650万円以下 【配偶者あり】 1650万円以下	利用者負担 第2段階	¥430	¥480	¥390
	年金収入等80万円超120万円以下 の方。	【単身】550万円以下 【配偶者あり】 1550万円以下	利用者負担 第3段階①	¥430	¥880	¥650
	年金収入等120万円超の方	【単身】500万円以下 【配偶者あり】 1500万円以下	利用者負担 第3段階②	¥430	¥880	¥1,360
上記以外の方			利用者負担 第4段階	¥915	¥1,231	¥1,445

(2) 当施設が提供する(1)以外のサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②居室でのテレビ視聴

食堂や談話室などの共有スペースに設置されているテレビを視聴される場合は特に料金は頂いておりませんが、居室で個人用のテレビ視聴を希望される方には施設よりテレビの貸し出しをいたします。

貸出料金：80円(日額)

使用料金：50円(日額)

③貴重品の管理 ○預り金管理料：70円(日額)

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金。

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書。

○保管管理者：施設長

○管理する金銭の限度額：100万円までとする。

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。)

⑥ご契約者の移送に関する費用

ご契約者の通院や入院時の移送サービスを行います。

○町内・空知管内 ～無 料 ○空知管外 ～実費相当額

⑦契約書第 20 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

R6/8～

ご契約者の要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料 金		¥5,890	¥6,590	¥7,320	¥8,020	¥8,710
居住費	多床室	¥915				
	個室	¥1,231				
合 計	多床室	¥6,805	¥7,505	¥8,235	¥8,935	¥9,625
	個室	¥7,121	¥7,821	¥8,551	¥9,251	¥9,941

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

きたそらち農協 雨竜支所 普通預金 0248006
口座名義 特別養護老人ホーム雨竜寿園
施設長 鈴木 亮一

イ. 窓口での現金支払

ウ. 施設預り金口座からの引き落とし

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	新雨竜第一病院
所在地	雨竜郡雨竜町第 9 町内
診療科	内 科

医療機関の名称	深川市立病院
所在地	深川市 6 条 6 番 1 号

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	さいとう歯科
所在地	雨竜郡雨竜町第 8 町内

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 14 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ケ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* ご契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第 19 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、本契約を解除する場合があります。ただし、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。7日間以上の入院で居室を確保している場合、居住費を負担していただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取（契約書第21条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)を身元引受人に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。ご契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残留物をその他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残留物を処分させていただきます。その費用については、ご契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺させていただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

- ① 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情解決統括責任者

【業務執行理事】 千田 史朗

- 苦情解決責任者

【施設長】 鈴木 亮一

- 苦情受付担当者

【相談主査】 丸岡 彩子

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

第三者委員 中野 義久 連絡先 〒 078-2641
雨竜郡雨竜町第10町内
TEL 0125-77-2074

岡田 靖史 連絡先 〒 079-0501
雨竜郡妹背牛町1区19町内
TEL 090-2053-9750

また、ご意見箱を施設内に設置しています

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて苦情解決統括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア、第三者委員による苦情内容の確認
- イ、第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 他の苦情解決機関の紹介

当法人で解決できない苦情、また申し出をしづらい苦情については、他の苦情解決機関を紹介いたします

（２）行政機関その他苦情受付機関

雨竜町役場住民課	所在地	雨竜郡雨竜町字フシコウリュウ１０４番地
	電話番号	０１２５－７７－２２１２
	FAX	０１２５－７８－３１２２
国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南２条西１４丁目
	電話番号	０１１－２３１－５１６１
	FAX	０１１－２３１－５１７８
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	札幌市中央区北２条西７丁目
	電話番号	０１１－２０４－６３１０
	FAX	０１１－２０４－６３１１

９．提供するサービスの第三者評価の実施状況

当施設では、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム雨竜寿園

説明者職名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

契約者は、署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (契約者との続柄)

身元引受人 住 所 ☐同上 _____
氏 名 ☐同上 _____ 印 (契約者との続柄)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

(2) 建物の延べ床面積 3,633.11 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 北海道0177400140号 定員15名

[居宅介護支援事業] 平成16年4月1日指定 北海道0177400140号

[訪問介護事業] 平成16年4月1日指定 北海道0177400140号

(4) 施設の周辺環境

雨竜町の追分地区の閑静な場所に位置し、緑豊かな田園風景が広がっています。国道275号線沿いにあり、中央バス、空知中央バスの停留所が目の前にあり、交通の便の良い所です。さらに コンビニエンスストアも隣接しておりますので買い物にも便利です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員... ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。29名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員... ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員... 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員... ご契約者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

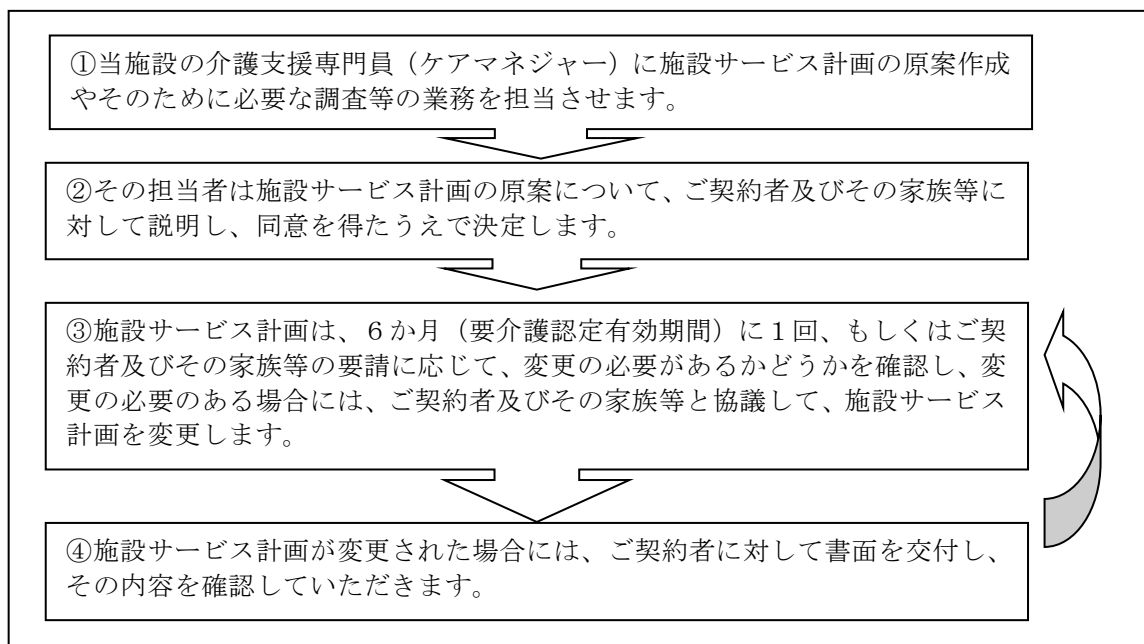
介護支援専門員... ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師... ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師（嘱託）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条参照、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- ⑥ご契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、ご契約者もしくはそのご家族の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ①衣 類
- ②日常生活品

(2) 面会

面会時間 8：30～17：30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 22 条参照）

外出、外泊をされる場合は、3 日前までにお申し出下さい。

ただし、外泊については、最長で月に 6 日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、3 日前までにお申し出下さい。それまでに申出がなく、終日食事を欠食された場合は自己負担相当額をご負担いただきます。但し、入院等による欠食についてはこの限りではありません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において発生した事故については、当施設の事故対応マニュアルに基づき迅速かつ適切に対処いたします。また事業者の責任によりご契約者又はご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者又はそのご家族に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。